

様式第6号

おいらせ農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更の理由

今般、農用地利用計画変更（除外及び編入）の申出があり、農用地利用計画の変更の必要性について検討したところ、除外については農振法第13条第2項各号を全て満たしており、周辺の土地利用等の状況から周辺の農地に影響がないと思われ、編入については農振法第10条第3項第1号及び第2号に該当し、かんがい排水事業を実施する受益地となることから、農用地利用計画変更の必要性が生じたと判断した。

2 農用地利用計画の変更の概要

変更区分	変更内容		
	件数	総面積	主な変更目的
編入	1	111,729 m <sup>2</sup>	かんがい排水事業を実施するため
除外	1	9,866.00 m <sup>2</sup>	太陽光発電事業
用途変更	0	0 m <sup>2</sup>	

3 変更案件一覧表

整理番号	変更区分	変更する土地の所在	変更面積	現況地目	指定用途	変更目的
1	除外	おいらせ町鶉久保山75番95、75番96	9,866 m <sup>2</sup>	山林	山林	太陽光発電事業
2	編入	おいらせ町沼端、風嵐、松原1丁目地内の一部	111,729 m <sup>2</sup>	田	田	かんがい排水事業

4 変更要件適合の状況

区分	要件	要件を満たすと判断した理由
編入 法第10条第3項	第1号 集団的に存在する農用地で10ha以上の規模のもの	【整理番号2】 現に水田として耕作している農用地で、10ha以上の連坦した第1種農地に該当すると判断した。
	第2号 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の施行に係る区域内にある土地	—
	第3号 前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地	【整理番号2】 かんがい排水事業を施行する受益地となっており、当該土地改良区受益地組合員から、農用地区域へ編入することへの確認を得ている。
	第4号 農業用施設用地で2ha以上の規模のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの	—
	第5号 地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地	—

除外	法第13条第2項	第1号	農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること	【整理番号1】 当該変更に係る土地以外の白地について検討したが、交通条件、面積から代替地をもって代えることが困難であると認められる。
		第2号	当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	【整理番号1】 当該変更に係る土地は農用地区域の外縁部にあるとともに、現況地目は非農地である。農地と隣接しているものの地域計画の達成に支障を及ぼす恐れは無いと認められる。
		第3号	当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること	【整理番号1】 当該変更に係る土地は農用地区域の外縁部にあるとともに、現況地目は山林である。農地と隣接しているものの農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れは無いと認められる。
		第4号	当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の集積に支障を及ぼす恐れが無いと認められること。	【整理番号1】 当該変更に係る土地を耕作する者は効率的かつ安定的な農業経営を営む者ではなく、かつ、近接する農地の耕作も行っていないため、農用地の集積等に影響を及ぼす恐れは無いと認められる。
		第5号	当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること	【整理番号1】 当該変更に係る土地に隣接近接する土地改良施設が無いため、土地改良施設に影響を及ぼす恐れが無いと認められる。
		第6号	当該変更に係る土地が土地改良事業の施行区域内にある場合にあっては、事業完了公告における事業完了日の属する年度から起算して8年を経過していること	【整理番号1】 法により、制限を受ける土地改良事業は実施されていない。
	法第10条第4項に規定する農用地等とすることが適当な土地に該当しないこと			—
	法第10条第3項の要件に該当しないこと			【整理番号1】 当該変更にかかる土地は、土地改良区受益地でないため、土地改良事業等を実施する区域内ではない。
用途変更	規則第4条の2に規定する基準に従って用途が指定されていること			—

## 5 変更箇所における土地改良事業の実施状況

整理番号	変更区分	土地改良事業名	実施年度
1	除外	—	—
2	編入	—	—

## 6 農用地利用計画以外の変更の概要 なし